

埼玉県A I ・ I o Tコンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、「埼玉県A I ・ I o Tコンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学官連携のもと、県内企業のA I 技術等の導入・活用を促進し、生産性の向上や新たなビジネスの創出を図ることを目的に設立する。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会・セミナー、研修会等の開催
- (2) 交流会の開催
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、次の各号の会員により構成する。

- (1) 一般会員 県内で製造業を営む企業
- (2) 協力会員 コンソーシアムの目的に賛同し事業に協力する、企業、業界団体、産業支援機関、大学等教育機関、研究機関、商工団体、金融機関、行政機関等

(入会及び退会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、確認を受けなくてはならない。

- 2 コンソーシアムの会員登録情報を変更する場合は、変更届出書を事務局に提出し、確認を受けなくてはならない。
- 3 コンソーシアムを退会しようとする者は、退会届出書を事務局に届け出なければならない。
- 4 1年以上連絡のとれない会員は、事務局が退会手続きをとることができる。

(部会)

第6条 第2条の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(会費)

第7条 コンソーシアムの入会金及び年会費は、当分の間、無料とする。ただし、コンソーシアムで実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、埼玉県産業労働部次世代産業拠点整備担当及び公益財団法人埼玉県産業振興公社新産業振興部に置く。

2 埼玉県産業労働部次世代産業拠点整備担当は、会員の勧誘・管理、事業の企画等の事務を行う。

3 公益財団法人埼玉県産業振興公社新産業振興部は、会員の勧誘、事業の企画・運営等の事務を行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。